

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 請求が遅れた死亡保険金

**Q** : 私が保険契約者で保険料を支払っていた生命保険契約について、被保険者である子が昨年死亡しました。

保険金の請求手続きが遅れたため、保険金の受領は今年になるのですが、この保険金は受領した年分の申告に含めればよいのでしょうか。

**A** : 昨年の申告に含めることになります。

### 【解説】

自己が保険料を負担した生命保険契約について、他人の死亡に伴って受ける生命保険金や、満期により受ける生命保険金は、原則として一時所得となります。

したがって、収入金額から保険料又は掛金の額を差し引き一時所得の特別控除額50万円を差し引いた額が一時所得の金額となります。

ところで、一時所得は、一般的には、臨時的、偶発的な所得ですからその支払を受けた日が収入すべき時期となりますが、生命保険契約に基づく一時金のようなものについては、その支払を受けるべき事実が生じた日となります。

したがって、ご質問の場合、お子様が亡くなった日の属する年分の一時所得として申告することになります。



KIMIYO.I